

平成24年川俣町議会第9回定例会会議録

平成24年川俣町議会第9回定例会は、9月10日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村 上 源 吉 君	2 番 高 橋 道 弘 君	3 番 高 橋 真 一 郎 君
4 番 嶋 原 利 光 君	5 番 高 橋 道 也 君	6 番 菅 野 清 一 君
7 番 菅 野 意 美 子 君	8 番 菅 野 正 彦 君	9 番 黒 沢 敏 雄 君
10 番 佐 藤 喜 三 郎 君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高 野 善 兵 衛 君
13 番 石 河 清 君	14 番 遠 藤 宗 弘 君	15 番 斎 藤 博 美 君
16 番 新 関 善 三 君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 川 道 郎 君	副 町 長	永 田 嗣 昭 君
総 務 課 長	高 橋 清 美 君	企画財政課長	菅 野 浩 市 郎 君
町民税務課長	高 橋 良 之 君	会 計 管 理 者	佐 藤 修 一 君
保健福祉課長	佐 藤 真 寿 夫 君	建設水道課長	佐 藤 賢 助 君
原子力災害対策課長	沢 口 進 君	産 業 課 長	沢 井 一 雄 君
教 育 委 員 長	佐 藤 捷 善 君	教 育 長	神 田 紀 君
教育次長兼こども教育課長	仲 江 泰 宏 君	生涯学習課長	松 本 康 弘 君
総務課長補佐	大 内 彰 君	監 査 委 員	斎 藤 庸 夫 君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 光 正	書 記	橋 本 文 雄
		書 記	菅 野 春 華

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議案第50号 平成23年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- (説明・質疑・付託)
- 議案第 5 1 号 平成 2 3 年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑・付託)
- 議案第 5 2 号 平成 2 3 年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑・付託)
- 議案第 5 3 号 平成 2 3 年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑・付託)
- 議案第 5 4 号 平成 2 3 年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑・付託)
- 議案第 5 5 号 平成 2 3 年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑・付託)
- 議案第 5 6 号 平成 2 3 年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑・付託)
- 議案第 5 7 号 平成 2 3 年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑・付託)
- 議案第 5 8 号 平成 2 3 年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑・付託)
- 議案第 5 9 号 平成 2 3 年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑・付託)
- 議案第 6 0 号 平成 2 3 年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(説明・質疑・付託)
- 議案第 6 1 号 平成 2 3 年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
(説明・質疑・付託)
- 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度川俣町一般会計補正予算 (第 4 号) (説明)
- 議案第 6 3 号 平成 2 4 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
(説明)
- 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度川俣町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (説明)
- 議案第 6 5 号 平成 2 4 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
(説明)
- 議案第 6 6 号 平成 2 4 年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(説明)
- 議案第 6 7 号 平成 2 4 年度川俣町水道事業会計補正予算 (第 1 号) (説明)

◎開会及び開議の宣告

○議長（新関善三君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 会議を進める前に申し上げます。

本日は気温が上がっておりますので、上着を脱いでも結構です。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において3番議員 高橋真一郎君、4番議員 鳴原利光君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 本日の議事日程についてお諮りいたします。

本来であれば、本日は一般質問のみ行う予定でしたが、第1日目に予定していた議案第50号「平成23年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」以降、審議未了のまま延会となりました。

よって、本日の日程を変更し、議案第50号「平成23年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」から議案第67号「平成24年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）」までを審議し、その後、一般質問に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程を変更し、議案第50号「平成23年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」から議案第67号「平成24年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）」までを審議し、その後、一般質問に入ることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（新関善三君） 議事日程を配付します。（議事日程を配付する。）

配付漏れございませんか。

日程第2，議案第50号「平成23年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第50号、平成23年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何点かお聞きしたいんですけど、成果の概要でありますけど、256ページ、医療費の動向というのがありまして、この説明の最後にねずうっと書かれているんですけど、20年度から退職者被保険者については、60歳から74歳

までが、60歳から64歳までに変更になったとなっているんですね。それで260ページに、国保税の収納率の向上対策ということで、国保税の収入状況が載っているんですけど、19年度まで76.9%だったのが、20年度がドーンと落ちて73.5%、72.1%とこう下がってくるんですね、2か年でね。この退職者被保険者制度が変わったことが、ここに影響があるのかどうなのかお聞かせをいただきたいというのが1点目です。

それから、260ページですが、これ特別委員会までもいいんですが、分かれば教えてもらいたいんですが、過日の臨時議会でも国保税を据え置くということで、本年度限りということで議会でも議決、いろんな議論があったりしたわけですが、これ調定額だけずっと載っているのね。だから、課税人数だとか、世帯数だとかと載せてくるんですけども、あの際の議論にもあったように、国保に加入している方々の課税所得、対象課税所得のことはどこにも載ってこないんですね、常に。ですから、なんで国保税保険料取るのに大変なのかという、問題の根本が成果の概要を見ても明らかでないんです、全然いつもね。いつもワンパターンでやっているから。今や今までのやり方ではできないというところに来ているというのは、当局も知っているわけですよ。知っているんだとすれば、やっぱり問題点が、課題が明らかになるように成果の概要をまとめないと、この前の臨時議会で特別今年是一般会計から持ち出してね、国保税は抑えるということにしたんですけど、そのことが町民の方々にもご理解されないので、是非課税対象所得がいくら変化してきているのかということが一目瞭然に、それと保険料の問題が明らかになるような表を是非今すぐはできないでしょうから、特別委員会までに是非ご提示をいただきたいと思います。これは要望ね。

あと3点目なんです、ここの下の段に短期所得保険証書の発行件数とあるんですが、その下の段に徴税等の差押え金額というのが載っているのね。ここが19年度が200万円で、22年度は2,800万円でね、23年度は2,300万円だとかこう載っているんですね。このことと、上にある短縮被保険証書159件、19年度、23年度203件、それから資格証明書については62件から41件とかこう載っているんですけど、そんなに変わっていない。トータルで言えば221件が224件ということで、結局差押えをして、収入を保険料徴収向上するのは、それはそれでやり方の問題は何回も議論しているので、これは差し置いたとして、結局昔で言えば10倍以上差押えをしているにも関わらず、上の短縮被保険者だとか資格証明書をもらう方々が減っていないという、ここのところの分析が何の記述もないので、どういう分析をなさっているのかお聞きをしておきたいと思うのであります。

あと前に戻りまして、259ページ、軽減制度の継続ということで載っているんですが、これも是非特別委員会まで結構ですから、この軽減世帯ね、7割、5割、2割とかあるんですけど、これもやっぱりね一覧表にして、年度経緯が分かるように対象世帯人数、トータルでは書いているのね、毎年これ。全体では51.2%、世帯ではね。それから、被保険者では52%の人が軽減世帯と。簡単に言うと、半

分以下の人しか国保税決まったとおりに払った人はいないということね。これだけ所得、さっきの所得の話とぶってくるんですけど、そこも分かるような表を是非お願いしたいと、こういうふうに思います。最低でもさっき言った20年度から制度改正になっているので、19年度からの経緯が分かるものがあれば、大変審議する上では助かりますので、以上。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問に答弁申し上げます。

議員お質し3件ほどあったかと存じます。退職者医療制度の関係と、それから納付の関係ですが、直接関連があるのかというお質しかと思いますが、そこまでの関連はないのではないかなと思っております。退職者制度そのものが退職者医療制度該当の方とそうでない方と特別その差異というのはあまり見られないので、それはないかというふうに考えております。

それから、ご要望の経年的な時系列的な資料につきましては、259ページ、それから課税所得の経過については、また委員会のほうにご用意できる部分をご用意させていただきたいと思います。

260ページの表の下の方ですね、差押え金額と短縮証とのいわゆる関連性のお質しかと存じます。ご覧をいただいているように、これ徴税関係のすべての金額でございますが、19年度、266万5,000円余り、23年度2,395万4,000円余りということで、約8倍、9倍ですか差押えということですが、これ国保税だけでなく全部の金額かと思えます。確かに短縮証の減少につながっているのかというと、逆に増えてきているということは、この表ではそういうことがあろうかと思えます。ではありますけれども、まず、金額についてご説明しますと、徴収の方法につきましては、過去にも議会からいろいろお質し、ご議論いただいておりますとおりでありますけれども、担当としては差押えなども含めて徴収をさせてきていただいているという結果で、このような数字になってきました。仮にこのようなことをやってなかったとすれば、まだまだやっぱり国保税については特にですね、収めていただかない方がもっとあったのではないかなと私は思います。であるとすれば、仮にこのような差押え金額になっていないとすれば、短縮証の世帯の方というのは、まだまだもしかすると増えていたのではないかという感じをですね、これあくまでも私の感じでございますけれども、そのようなことはっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 再質問させていただきますけど、そうするとね、退職者医療制度が変わったというのは、今、国政的にも問題になっている後期高齢者医療制度、これを導入をする前提として、この退職者医療制度が変わったというだけであって、町の国保会計そのものについて考えれば、従前であろうと、今の状況であろうと変わりはないというふうな考え方でよろしいのかどうか。これは町長も行くんですから国保の集まりに。是非問題意識は同じくしておいてもらいたいと思うんですよ。

結局後期高齢者医療制度反対だとか、なくした方が良くとかといろいろ議論があるんですけど、私もそっちの立場なんですけど、そういった制度仕組みが分からなくて、この結果として保険料のところだけで騒いでみたりしてもしようがないので、この退職者医療制度の変更といわゆる後期高齢者医療制度の導入の問題というのは、一体性のものだということで、町の国保会計そのものについて言えば、どっちであろうと関係はないと、こういうことの解釈でよろしいのかどうか再質問させていただきます。

あとあの資料については、特別委員会までお願いしますが、260ページの短期保険証の関係なんですけども、結局今、課長の答弁だと、感じとしてはもっと増えちゃったんでないかという感じだという話なんだけど、感じでなくて、現実例え2,300、一昨年で言えば2,800万円という19年度に比べると10倍以上の差押えした。まあ全部が国保税ではないというのが、徴税等と書かれているから、そのとおりだと思うんですが、じゃ国保税について言えば、この去年で言えばね2,300万円あって、国保税に充当した金額はじゃいくらで、その結果、短期保険証だとか出さなくて済むようになった人がどのくらいいるのかというのが、やっぱり価格的に実質的にとらえておくことが政策の基本だと思いますので、そこはとらえられているのか、あるいはとらえられていなければ、特別委員会までご提出をいただきたいと思うんですが。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問に答弁申し上げます。

まず、1点目の退職者制度と後期制度の関係でございますが、その収納の関係だけで申し上げれば、75歳以上のご年配の方が後期という後期高齢者医療制度の被保険者と相成りますけれども、やはりこの方々は非常に納税意欲も旺盛でいらっしゃるしまして、きちんと納税をしてくださる方々でありました。その方々が国保制度から切り離されて後期に移られましたので、その収納という点で言えば、収納だけで見れば、国保税から見ると非常に残念なことであるというふうに言わざるを得ません。収納だけで申し上げればですよ。そのようなことでございます。

それから、2点目につきましては、差押えの関係と、それから短期証でありますけれども、やはり差押えをさせていただく、それでもって納税者の方々との対話につながっていることも実はたくさんあるんです。というのは、なんぼこちらから伺っても会えなかったり、お手紙差し上げても全然コンタクトできないという方がたくさんいらっしゃるんですね。その方について、差押えをさせていただく。そうすると、やはりどういうことなんだというお問い合わせをいただいたりします。そのときに、だからたまたま忘れていたりすることもありますよね。全く郵便を見ないで、督促状見ないという方もいらっしゃるんですね。そういう方には、対話にはなっていますので、だとして、その方々が短期証につながらなかったということは、これ確かにあると思うんです。なにも差し押さえた結果しか今この表にないので、議員お質しの比較はどうなんだということについて、検討というか資料作成に努め

ますけれども、次回の委員会までにご報告できる部分ございましたらご報告をさせていただきますと思います。答弁以上でございます。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。

14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 本年度の国保事業で、最も変わってきているというのは、いわゆる計画避難区域やなんかに対しての減免措置やなんかはずうっと出されたということなんだろうと思うんですね。確かに国保の会計だからということで、国保以外のことについては触れないと言われればそれまでなんですが、いわゆる担当課としては町民全体の健康を守るということは、保健福祉課が頑張る以外にないんですよね、全体をつかむ上では。そういう点から見ますと、この決算の内容や成果の概要なんかを見ても、いわゆる計画避難やなんかに対しての対応はあるけれども、川俣町民は全住民が原発被災者だということは、これは議会も当局もお互いに認めていることなんですね。そのことに対する対応はどうだったのかということが、さっぱり出てこないんですね。形としては出ているんですよ。雇用情勢の悪化によるどうのこうのとなっているんですが、そういう具体的な数はどうなっているのかと。職場を失っちゃった人やなんかが国保に転がってくる。また、職場を変った人やなんかが非常に大変な状況に追い込まれている。最も私は悲惨だと思うのは、計画避難でなくて自主避難やなんかしている150何名の皆さんだと思うんですよ。そこにじゃ健康管理やなんかでどういうふうな対応をしたのかという問題やなんか全然決算の中からはくみ取ることができないですよ。そういう点も含めて、町民全体の震災に対しての健康管理はどうだったのか。じゃ、というようなことについて、これは今すぐ出せと言われても無理だと思うんで、是非委員会までに出してもらいたいと思うし、この決算書そのものもこんなに大きく変動している決算というのは、川俣町始まって以来ですよ。そのことの詳細な中身が何ら出てないんですね。確かに計画避難区域やなんかは全部免税という形でやりましたよという、そういう対応やなんか、そのためにじゃ財源はどういうふうにしたのかということやなんか、これ事務屋さんはすぐ分かるんだと思うんですが、事務屋さん以外でも分かるようなものとして、この決算は対応する必要があるのではないかなと思うんですね。今までと同じレベルで国保会計見たんでは分からないんですよ。こんなに多くの方が免税として措置をしたということやなんかについて全然つかめない成果の概要やなんかになっているので、これ依然として全く同じ書式ですからね。だから、こんな言葉でだけは非常に異常な事態だと皆さんもおっしゃっているんですが、それに対応した決算書としては、何ら読み取れないんですよ、この中身では。こんな大変な経験をしたわけですから、そのことがきちんと読み取れるような成果の概要というものは必要なじゃないかなと思うので、それらの問題についても委員会までには是非お出しいただきたいと思いますし、ただ、ここでもう1つだけやっぱり指摘しておきたいのは、依然としてこの国保税というのは、とにかく不納欠損額や収入未済額含めると1億円からの未収入があるわけですね。これはやっぱり課税の仕方に私は

問題があるんだろうとは思うんですよ。1億円からの収入がなくても、逆に言うと運営できる組織になっているんだというのは、これは恐らく役場の会計種類の中では、国保だけだと思うんですね。それだけ高い課税をしているから、逆に納められないという現状が出てくるということなんですよ。それらの問題についてどういふふうにお考えなのかを質しておきたいと思う次第であります。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問に答弁申し上げます。

議員お質しの最後の部分の調定額と現実の収入額との差についてのお質しがあったかと存じます。申し上げますが、調定額そのものは予算額ではなくて、いわゆる現年度分の税額と、それから過去の不納額のすべてを合わせて調定額となっております。予算というのは、これとはまた別にですね、正に議員お質しの部分も含めた実際にじゃいくらいただけるのかということを見込んだ金額で、歳入のほうの予算は、特に税の関係では見込んでおりますので、その予算と調定との差につきましては、是非ご理解を賜りたいと思います。ただおっしゃるように、その差が非常に大きいというのは、お質しのとおりでございます。このようなことがないように、これからも税の納付について、納税者の方にはご理解いただけるように努めてまいりたいと思っております。ご理解を何とぞお願いいたします。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

川俣町民全員が原発の被災者だということで、そういった国保事業にかかる記載のお質しでございましたけども、成果の概要には255ページのこのグラフの上になりますけども、また書き、また以降ですね、原発事故により対応した国保税の減免、それから一部負担金の対応等について概要を記載しておりまして、なお、詳細につきましては、成果の概要の260ページの大きい項目では7番として東日本大震災において被災された被保険者への対応ということで、対象となる世帯、それから減免の総額、それらに伴います国費による財源補てん等につきまして、記載をしたところでございます。また、厳しい雇用情勢の中での失業された方への対応ということで、これにつきましては、この前のページの259ページの左側ですね、3、国保税の軽減制度の継続の※印2つ目に、平成22年度から非自発的失業者による軽減制度が解消されまして、平成23年度では、前年の給与所得の3割とみなして国保税を計算された方が対象になった方が48名ということで、22年度につきましては58名おったんですけども、23年度の実績等につきましては、触れさせていただいたところであります。なお、健康管理等についてのお質しですが、それらにつきましては、ご指摘いただいた範囲で後ほどお示ししたいと思いますので、よろしく願います。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 遠藤宗弘君、14番。

○14番（遠藤宗弘君） 今、一応答弁と言えは答弁なんだろうが、私が聞いている中身というのは、ほとんど答えられていないんですね、はっきり言って。というの

は、私聞いているのはやっぱり全町民が原発被災者なのだという立場に立った、だって、県だってそうでしょう。県民が被災者だということだから、18歳以上の医療費を無料にしているわけでしょう、国がだめだと言っても。そういうね、県がそういう、相当渋い県ですよ、福島県というのは。医療費なんか出して援助するというのは、全国的にも下から2～3番目だったのが、やっとここにまでなった県ですよ。だから、そういう県内においてですよ、川俣町は、そんな県よりももっともっと進んだ中学校までの医療費を無料にするんだということをやってきた町でしょう。だったらね、県がそこまでそういう姿勢があるにも関わらずですよ、じゃ、健康管理の問題について、全町民に対してどうだったのかという成果がやっぱり示されなければならないんじゃないかと私は言っているわけですよ。そういう点では、確かに国保だけについては触れられているけれども、国保加入者だけが川俣町の住民じゃないわけですから、これは決算だからこうやってこれっきり出さなかったんだと言ってしまえばそれまでですが、担当課としては、そういうことではないんじゃないかと。あといわゆる決算の仕組み、いわゆる調定の仕組みだとか、不納欠損とか収入未済額、これは税務担当者に言わせれば、数字上の問題だけで終わりだと思うんです。しかし、国保というのは、国民にとっての非常に重要な福祉行政でしょう。福祉行政が数字だけで済まされて良いのかと、そんなものではないでしょう。だから、いわゆる滞納だから差押えすればそれで良いんだというのが税の考え方でしょう。そういうものではないじゃないのが、国保だと思うんですよね。だから、その辺のことを考えると、この異常な会計の組み立てというのは、どういうふうに考えるんだと。だから、差押えの件数、今年度は忘れたのかどうかは分かりませんが、前年度の決算の成果の概要では、差押え等の成果により、非常に収納率が上がったという記載が書かれてないんですね。忘れたんだろうと思うんですが、だから、そういうものではないだろうと私は思っているんですよね。だから、いわゆる差押えをしなければ国保税が納められないんだとすれば、どういう福祉の手だてを取って差押えに踏み切ったんだという、こういう記述がなければ、これは機械的なものになっちゃうんですよ。福祉行政じゃないんですよ。税務の取り立てになっちゃうんですよ。その辺の内容をもう少しどういう考え方で、いわゆる徴収だけじゃなくて、福祉行政としてのこの数字をどういうふうに考えるのかということをお尋ねしている次第であります。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

はじめの町民全員が原発の被災者に由来します健診事業全体のお質してございすけれども、成果の概要は国保の事業につきましては、特定健康診査ということでメタボリック症候群に着目をした健診が主になっておりますので、そういった従来からの記載の形になっておりますけれども、お質しの関係の健診につきましては、成果の概要の111ページになりますけれども、成果の概要の衛生費になるんですけども、成果の概要の111ページ、その真ん中から○印で県民健康管理調査の実施状

況と内部被ばく検査の進捗状況ということで、町では県民健康管理調査と一体的に原発被災者にかかる健診を重点に進めてまいりまして、記載ありますけれども、1つには震災以降の行動記録調査によります基本調査で、問診票による被ばく線量の把握を前段で行いまして、2番目としましては、詳細調査といたしまして健康状態の把握ということで、18歳以下の皆さんを対象にした甲状腺の超音波検査につきまして、山木屋地区は先行して、山木屋地区以外は、それぞれ学校や保健センターなどを会場にして実施をしたところであります。それから、前健診とは別に全町民を対象として個別健診ということで、16歳以上の方については保健センターや中央公民館、合宿所などを活用しまして健康診査を行いました。15歳以下につきましては、指定の小児科医で検査、1個記載ありますとおり、それぞれ県民健康管理調査を中心といたしまして現在進めておりますので、国保の事業のほうにつきましては、繰り返しになりますけれども、特定健診が中心の記載になってしまったことにつきまして、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問に答弁申し上げます。

お質しは、いわゆる税の徴収と福祉との関係、徴収にとどまらず、国保税そのものの制度から見て、福祉的な視線が必要ではないかというお質しであるかと存じます。そのことに関して町民税務課長が申し上げられることは、与えられた役割は、やはり私どもは税金を集めさせていただくという役割がございます。その中で納税者の方とお話しをさせていただいておりますけれども、そのときにどうしても納められないというお訴え、確かにそういう方、お話しを拝聴することもございます。その際には、福祉の窓口、あるいは別のいわゆる生活資金の融通などの窓口などもございますけれども、そちらのほうをご紹介申し上げたり、数字だけでやっているわけでは決してないということも、なにとぞご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

本案を平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、日程第3、議案第51号「平成23年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 平成23年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明した。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は11時15分といたします。

（午前11時00分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2点、1つは要望なんですけど、成果の概要の270ページに、平成12年からスタートをした介護保険事業のサービス給付したとか、あるいは施設の整備状況が延々と書かれているんですけど、あの文章で書かれても、非常に町民も私どもも理解しがたいので、これきちんと表にしていだけないのかなと。4期も終わって大幅な介護保険料の増額を3月議会で提案をされて、それを議会の要望で1割カットした介護給付にしたわけでありましたが、ここに書かれているサービス給付費、あるいは介護保険の認定者の数なり、12年間の状況を1つの表にきちんとまとめていただきたいなというのが要望です。

あともう1つは、施設整備のほうも、これほか6事業所などと書かれているところもあるんですけど、町内6事業所などとね、在宅介護支援事業所なんて、これも含めましてこの間、12年間進めてきた町の成果がきちんと分かるように1つの表にして、どれだけのやっぱりサービスを提供する能力が今、川俣町の中にあるのかということも一目瞭然に分かるようにひとつ整備をしていただいて、委員会の審議に十分間に合うようにしていただきたいなというふうに思うわけであります。

それと質問は、この表の中に下から8行目ですかね、いわゆる処遇対策、介護従事者の報酬が安いということで、スタッフが確保できないということで、3%の介護報酬改定分プラスになっていますよということで書かれているんですけども、私が知る限り3%、本来、介護事業に従事している介護支援の方々なりの制度、処遇改善に賃金等のプラスになるべきものが、ストレートにそのようになっているというふうには私は承知していないんです。ほとんど施設の経営の改善費としては使われているけど、本当に処遇改善に使われたのかというふうに私はあまりとらえていないんですが、全国のは町としては分からないであまりしょうが、現実にはここに書かれているようにいっぱい川俣町には施設あるし、トンネル補助とは言え、町からも億単位の補助が出ているわけでありますから、こういった介護報酬ね、3%が行える制度が持続可能にするための対策が取られてきたと、こう書かれているんですけど、本当にそういうふうになったのかという検証を役場として、どのような結果をとらえているのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

成果の概要の２７０ページの介護従事者の処遇改善のための３％、介護報酬改定の分につきまして、そういった介護従事者に正しく還元されているのかというお質しでございますけれども、今、質問と同時に意見と言いますか、中身にありましたが、ある意味施設の経営などに使われている傾向もあるようには聞いておりますけれども、すべての施設において、そういった３％報酬改定分が介護従事者に還元されていないということはございませんので、一部施設については正しく還元されているというふうにお聞きをしております。なお、そういった検証につきましてもお質しの趣旨を踏まえまして、しっかり検証していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 要望事項の回答について。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） ただいまの要望事項につきましては、制度がスタートしました平成１２年以降の状況につきましては一覧にしておりますけれども、介護認定者数については、前年度との比較程度でとどまっておりますので、これまでの経緯等も分かるようにもう少し図表を用いて分かりやすく表現したいと思っておりますので、要望に沿う形で対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） ２番 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） 表のほうは歳入と歳出もありますから、歳出のほうも、歳入のほうも分かるようにしてきっちり整理をしていただきたいし、あと事業所も施設入所の部分だけでなく、在宅サービスの要となる居宅介護支援事業所も町内６事業所と書かれているわけだから、これらもきちっと分かるように解説年次からお願いをしたいと、こういうふうに思います。

それと、質問のほうなんだけど、議員の言うとおりでと、簡単に言うとそういう答弁だったと思うんだよね。施設経営の改善費に使われてて、従業員のほうにはあまり回っていないこともあるというふうな答弁だと思うんですが、実態そうなんですよね。それで、例えば民営化した光風園なんては、町だってまだ関与があるわけでしょう。というのは、民営化するときに町長が提案した連絡協議会だかなんだかというのを作るという約束でしたよね、首長のね。そういったところも通してだって実態は把握できると思うんですよ。ほとんど例えば光風園の例で言えば、民営化した後ですよ、正職員が４割カット、給料ね。臨時職員も１割カットというような話があって、一方では３％プラスになって改善されたとかとこう書いているけど、実態は全く逆さまでもう低賃金の状況にあるわけですね。今、ハローワークに行って介護施設の求人は一番多いんですが、大体１４万円から１８万円というのがほとんどです。これはこの制度がね、３％の介護報酬改定が出る前から大体同じです。１４万円から１８万円というのは、介護の現場の従業員の方々、働いている方々の報酬賃金について言うと。ですから、せっかく国でこういうふうに作ってやっても、現場サイドでは本当に働いている人の報酬の改善にはつながっていないというのが実

態なので、是非把握をしていただいて、そこをきっちりしないと、やっぱり安定したサービスというのはあり得ないと思うんですよ。どこの介護の施設もそうですが、従業員の定着率というのは、最悪ですからね。せいぜい3年から5年でどんどん回転をしていく。それはなんでかという、何年勤めても待遇改善がされないからなんですね。何年勤めたって同じ。だから、違うところで少しでも条件の良いところに移っていくというのが実態ですから、そういった状況では安定した介護サービスの状況というのは出てこないと思いますので、きちっと介護報酬の改定状況がどうなのかを把握をしていただきたいと思うんです。光風園でも、この介護支援事業所はやっているわけだからね、川俣光風園でもね。ですから、そこは全く町が関係ありませんということではなくて、連絡協議会も作って、民営化後もきちっと監視していくというふうな話での民営化の提案だったわけですから、そういった機会も通して、是非把握をしていただきたいと思うんですが、把握を本当にできるんでしょうか、やるような話をしてましたけど、本当に把握ができますか。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

お質しの内容のように、介護従事者にかかります報酬3%改定分が還元されるかどうかという、一番の問題が施設の経営者側に委ねられていて縛りが無いということが一番問題なんですね。そのチェックが働いていないということが問題で、3%の分、先ほど申し上げましたとおり、従事者に還元されている施設、それから経営のほうに使用されている例というところもございますので、今後、あらゆる機会をとらえまして、そういった状況の把握に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あの努めるのは分かったんだけど、本当にできますかと。今、課長答弁したとおりなんです。経営サイドのほうにどう使うかということは、ある面任されているわけですね。理由は、従事者の3%介護報酬を改定して、待遇改善しなさいよと。そして、人材を集めて、介護サービスに支障のないようにしなさいよというのが、この改定の趣旨なんだけど、実際の入ってきたお金をどう使うかというのは、この3%分、プラス上乗せの報酬を新設する、しないも含めてですよ、経営者サイドの問題になっているわけですよ。ですから、本当にチェックできるんですかということを私は聞きたいことと、少なくとも川俣光風園について言えば、いくら済生会に悪い言葉で言えば身売りをしたとは言え、済生会病院の副会長は町長がやっているわけだから、そうですね、今でも副会長だと思うんです、済生会病院の。ですから、経営サイドに町長もいるわけ。そして、済生会そのものにも毎年1,600万なにがしかの町の補助金も出しているわけですよ、済生会改築するにあたっては。そして更に、今回の川俣光風園の改築に当たっても、こういう基金を通して金を出しているわけですから。少なくとも町が関与しているこの施設については、把握しようと思えばできると思うんです。ところが、実際は低賃金には

なって、民間に行って低賃金にはなって、悪くなったということは私も分かっているんだけど、この３％分というのは、どこにじゃ消えたのか、あるいは本当に申請しているのか。これは申請しないともらえないんだからね、３％分は。ただいたってもらえないんですよ、申請しないともらえないんです。そうすると、申請するかしないかも経営者サイドの問題なんです。だから、そういうことをやはり全部把握をしないと、本当に口だけで調査をします、そういう趣旨でやりますと言っても、仕組み上ですよ、本気でやるということにならないと把握もできないし、実際に働いている方々は民営化されてもちっとも良いことはなかったと。給料は下げられる、臨時職員すべての人が下がっているわけだ。上がった人は１人もいないんだ、民営化されてですよ。そして、労働はハードになっているということでしょう。けども、実際ここには取られたと、こう書かれているわけでしょう。そうすると、実際に川俣町が関与している施設は、一番悪くなっているのに良いことやったみたいに書かれていると、実態と合わないことを書いていると私は指摘せざるを得なくなるので、総論としてはこういうことなんだけど、実態論として、じゃ本当に把握して改善に寄与できるようなことができるんですかということを知りたいので、これ町長に聞いているわけだ、質問。町長、副会長なんだから済生会のね。明確な答弁をしていただきたい。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今の保健福祉課長の方から答弁あったような実態であることについては、議員お質しのとおりだと思っております。今、質問ありましたように、済生会につきましては、私が管理者でありますから、それについては十分調査をして、現実の対応どうなっているのかを調べて、また、報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回、光風園が委託を受けて１年が過ぎた。その前の時点でのこの制度ができて２年目か、そのときには、最初は３％分で人件費のほうでプラスのやつは出ていたんですけども、なお、継続して調査してみますので、そのことを報告させていただきます。なお、そういうことについても、なんと言いますか、実態を見て、そういう対応をすることを申し上げることも、これは大事だと思っておりますので、それも含めて経過等について調査をし、お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

本案を平成２３年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成２３年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第４，議案第５２号「平成２３年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 平成２３年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

本案を平成２３年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成２３年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第５，議案第５３号「平成２３年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 平成２３年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

２番 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） 質問と言うよりは、この決算書は数字だからしょうがないよね。だけど、２８５ページの概要というのを読むと、原発災害起こったとき、多くの町民の方々は浄水場、簡易水道安全なのかどうなのかもものすごくあったわけですよ、問い合わせが、まあ町長も地元だからいっぱい町民の方々に言われたと思うんですよ、住民の方々に。で検査したわけでしょう。どこの費用でやったかは抜きにしても、検査はしたわけですよ。そして、安全であるということが証明したというか、水道事業で言えば後から金もらったという話もあってね、原発災害で。だけど、簡易水道だって同じでしょう。けども、そのことは、ここの概況に何もふれていないのね。全く問題意識の欠落だと思うんですよ。それじゃどうだったのか。安全だったんですか、安全でなかったんですか、どういうふうに検査したんですか、それをどういうふうに住民に周知したんですかと。これそれじゃ原発災害のほうにでも書かれているのかなと思うと、そうでもないでしょう。だから、簡易水道事業の通年のただ書いているだけの話であって、東日本大震災で人が１２人給水人口が増えたただけの話であって、避

難してくる人がいたからね、だけど、肝心の問題点は記述されていないでしょう。なんでこういう問題意識になるのか、そこだけ確認をしておきたいんですよ。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問に答弁いたします。

確かにその簡易水道事業につきましても、震災当時の様子、それから、その後の安全、安心だよというような記載をもう少し詳しく説明すべきだったかと思います。今後、そういうところを気をつけて、概要を書いていきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（新関善三君） 2 番。

○2 番（高橋道弘君） だから反省するのではなくて、成果の概要ですから、簡易水道事業としては、どういう対策を取ったのかということをここに記述してもらわないと成果の概要にならないと思います、私は。ですから、直すなら直すで、どういう対策を取って、どういう周知をして、検査した結果はどうだったのか。あるじゃないですか、セシウムからヨウ素から全部測ったんだから。でも、どこにもないでしょうこれ測った結果も何も。測ったという記述さえないんだから。これではやっぱり簡易水道を飲んでいる方々、受益者に対して大変失礼だと思うし、我々も審査する上では、何もやらなかったんだということしか載っていないんですよ。やらなかったわけじゃないでしょう。やったわけでしょう。やったことをきっちりと正式に分かるように後世に残るように成果の概要を直す気はないんですか。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問に答弁いたします。

確かに事業概要の中では、経営状況等が書いてあるということでありまして、震災でこういうことをして安全、安心だよと、震災後にですね、安心、安全な水を作るためにこうしたんだというようなことを訴えるべきかと思います。そのように思います。まあ概要書については、避難者の水道使用によって有収水量が上がったとか、経営の部分しか書いてありませんので、その点では安心な水を作るのにこうしたというふうなことを記載すべきだと思います。

○議長（新関善三君） 最後は何、最後の言葉聞き取れなかったんだけど。

○建設水道課長（佐藤賢助君） この辺は記載してまいりたいと思います。

○議長（新関善三君） 2 番 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） あの数字を書くのが成果の概要ではないはずなんです。それは、根拠になるという話だけであって、こういう仕事をしました、成果なんだから。500万円もらって490万円使いましたというのが、成果ではないんです。500万円もらって490万円を使って、こういうことをやったんだと書くのが成果なんです。じゃ、去年のこれから水道事業も提案になるんでしょうけど、簡水にしろ水道事業にしろ、去年の最大のテーマはなんだったのかと言ったら、原発災害で侵されたこの川俣町の山から地下水から取って皆さんに供給している水が、安心、安全で飲むに値するものなのかどうなのかというのが一番問われた1年だったわけじゃ

ないですか。そのことがどこにも書かれていなくて、成果の概要でこれで審査しなさいというのは、私は納得できないです。だから、議長のほうでこれ直すなら直す、直したかなでちゃんと委員会に付託してもらわないと、私は理解できない。ただ、数字だけ見なさいと言ったら、数字だけだったら監査委員の人たちだって見ているんだから問題ないでしょう、それは差引の問題だけだから。ただ、何を目的に何をやったのかということが、分からないじゃないですか、これ。これでは審査できないと思うんです。だから、議長の方でそこはきちっと取り計らっていただきたい。

○議長（新関善三君） 建設水道課長に申し上げます。

成果の概要の補足をして、委員会のほうに説明できるように、それまで資料を準備いただきたいと思います。（不規則発言あり）

じゃ、建設水道課長に申し上げます。

ただいまの質問に対しまして、成果の概要の中で、住民の安心、安全、水質検査の概要、実績等が全然ふれてないことにつきまして、特別委員会までにそれらの回答をいただくことを議長名で課長に、それを了解いただきませんと付託できませんので。（不規則発言あり）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 申し上げます。

それらの付託内容が説明できますようにするために、ここで昼食のため休憩をさせていただきます。再開は午後１時といたします。

（午前１１時５５分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後１時００分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 建設水道課長。説明前に資料配付。（資料を配付する。）

○議長（新関善三君） 配付漏れございませんか。（なし）

○建設水道課長（佐藤賢助君） 先ほどの川俣町簡易水道事業の成果の概要の中で、震災で安心、安全な水をどういうふうにして作ったんだというような文言が入るべきだろうというようなお話してございましたが、あの概要の中の一番最後に、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、水道水中の放射性物質の低減対策として、浄水場沈殿の被覆を行った。ほか、水道水中の放射性物質検査を頻繁に行い、安心な水の供給を図ったというような文言を付け加えさせていただきたいと思います。なお、成果の概要につきましては、特別委員会までに訂正させていただきたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

本案を平成２３年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成２３年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第６，議案第５４号「平成２３年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（仲江泰宏君） 議案第５４号、平成２３年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について、説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

本案を平成２３年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成２３年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第７，議案第５５号「平成２３年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 議案第５５号、平成２３年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

１４番 遠藤宗弘君。

○１４番（遠藤宗弘君） 工業団地造成特別会計の中で、成果の概要の中に中山工業団地事業費としてポンプ場の維持管理を行い、企業への売却に備えたというただし書きがあるんですが、企業への売却、これ本来は造るとすぐに売却するという約束で造った工業団地なんですから、そうすると、売却に備えてというふうなことさら加えたということは、売却の動きがあって、こういうことをやったのか。何もないんだけど、ただ、ついでに書いたということなのか、その辺のことをはっきりさせていただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのお質しの件でございますが、企業への売却に備えたという文面でございますが、これはあくまでも買収を目的にしました土地造成でございますので、売却をする予定にありましても、そういった水の供給等に関し

ましても、不足のないような形で備えているということでございますので、今すぐ売却相手が決まっているということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。以上、答弁いたします。

○議長（新関善三君） 14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 課長ね、今すぐ売却相手が決まっているということではないというよりも、売却をするということで造成した工業団地なんですね、中山工業団地というのは。買うから造成してくれろという覚書まであるわけでしょう。売却の相手は決まっているわけではないということではなくて、売却の相手は決まっているんだけど、なんぼにも買ってもらえないというのが現状なわけでしょう。だから、改めて備えるということは、何か動きがあったんですかと。というのは、例えばこの決算期の中で早く買ってくれろという努力を1回でもしたのかどうなのか。そうでないと、この成果の概要が、ただ単に言葉を並べただけだというふうに理解せざるを得ないので、その辺なんですよ。今までないでしょう、こんな文言は。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご指摘のとおりでございます。特別PRとか何かは基本的には川俣町の工業団地の案内というやつ、全国の工業団地等の案内の中にやって、そういったもののご紹介をただけにとどまっておりますが、特にご指摘のように、企業とかなんかに直接交渉した経過はございませんので、文言としてはそのような形で先ほど申しましたが、備えるというような形しかございませんので、申し訳ございませんが、ご理解いただきたいと思います。

○議長（新関善三君） そのほか質疑ありませんか。14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） なんかね、ちょっと理解できないんだよね。例えば中山工業団地について言えば、アサヒ通信に一日も早く買ってくれよという努力は、これはやってどんどん強めなくちゃならない問題だと思うんですね。あと工業団地そのものについて言えば、西部工業団地などというのは、いまだに何の利用もしていないわけですから、これは全国にもっとPRするということだったら、売却に備えて西部工業団地やなんかについてのPRに努めたというなら分かりますよ。この文言は、中山工業団地についてのみこういう書き方をしているから、じゃ、アサヒ通信と買ってくれるように話でもしたのかいと私は聞いているんですよ。一般的でないでしょう、これ。項目から言えば、中山工業団地についてのみ、こういう記載があるわけですよ。一般的に全国に売り出すと言うならば、川俣の工業団地全部について、こういう取り組みをいたしましたと出ているなら分かるけれども、中山工業団地についてみれば、今は給食センターが使ってさ、あと肝心要のアサヒ通信に買ってもらえればほぼ終わりになるようなものですから。だから、そういうところがどうなっているのかということなんです。一般論で私言っているのではないんです。中山工業団地について記載されているから聞いているんですよ。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁いたします。

工業団地の件であります、企業への売却に備えたということは、何か動きがあったのかということでございますけれども、今お質しのとおり、アサヒ通信さんとは年に3回ほどは買っていただくことについての活動は続けておりまして、今年度もやっております。そんな中で、今回修繕したところは補修なども、そういったことはきちっとやるべきだということでやっております、ただ、新たにということについては、これは県のほうとも要望活動をやっているんでありますが、ご存じのとおり、仮設住宅もあそこに造った経緯がございましたので、残っているところは約3,000何百あるんですね。そのくらいで間に合うところについて、いわゆる企業が避難のところから出て求めている場合に、これだけの面積があるというようなことについての県の商工労働部の企業立地課のほうとは話をした経緯がございます。具体的な形にはなっておりませんが、そのためにも工業団地を整備するといいますか、崩れたところは直したり、そういうことは大事だと思ひまして、今回やった経緯がございましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2点ほどお尋ねしますが、まず、この成果の概要に、今も町長言ったんだけど、震災のことまだ載ってこないのね、全然ね。仮設住宅に提供している、無償でね、提供しているわけですよ。でも、管理はあくまでも工業団地の一部として管理しているわけですから、そこはやっぱりきっちり記載をすべきではないかと私は思うんですが、なんで書かないのかなというのが1つ。

あともう1つは、借入金これで終わりだと思ふんですよ、今年度で完了ではないかと思ふんですが、その辺どこにも記載なっていないんですよ。ただ、財源うんぬんの話ばかり書かれていて。だから、画期的な年でしょう、23年度は。だって、造成事業やったものの借入金は終わりましたと。それから、震災で仮設住宅をここの平場を提供していますと。だから、売れるところはどこがあるのかと言ったら、一番奥の小さいところしかないでしょう。あとは建設水道課で全部2つ占有してて、給食センターあと1か所貸しているんだから。そういうことが何にも書かれていなくて、ただ、例年どおりまた書くのね、こういうふう。だから、すべての成果の概要そうなんだけど、その辺きっちり記録に残しておくべきだこう思うんですけど、これは訂正しないんでしょうか。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 2点のご指摘でございますけれども、仮設住宅等の設置をされた内容についての記載等がないということと、もう1点でございますが、今年度で償還が終わりますので、今後の対応ということでございますが、まず、今後の対応をしっかりと意見を踏まえましてお答えしたいと思います。それに関しましては、12月、新年度の予算の中までにきちっと内容等を精査して、会計等を整理してまいりたいと思っております。

次に、仮設住宅等の実績の中に書かれていないということでございますけれども、資料の整理という形で決算のときまでに整理させていただきたいと思ひますので、

決算の審議のときまでに整理させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ
したいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 2 番 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 時期はそれで構わないんだけど、委員会までで構わない
けど、ただ、目線というか視点というか、そのところがしっかりしてないと、
また、何書いてきたんだみたいな話になるので、私が言いたいことは、要は借金は
なくなったと。なくなったんですから、来年度以降ですよ、この予算規模そのもの
は1億5,200万円の用地購入費、成果の概要にあるように1億5,200万円引
いたら、ほとんど予算は1,300万円のなんですか、アサヒ通信さんからの財産
運用収入だけになるわけでしょう。ですから、今後、どういうふうにやっていくの
か、今、現状がどうなっていて、それじゃ今後、どうするのかということをし
っちり整理を成果の概要でしておかないと、まずいんじゃないですかということ
ですかね。あと実際には、運用できる土地は1ヶ所しかないんだから、今。例えば
今、建設水道課さんで使っているあそのところを全部敷地土場にしているわけ
でしょう、資材置き場にしているわけだから。その資材置き場にしているところ
撤去すれば、それは仮設住宅でも町長の言う復興住宅でも可能だかもしれませんが、
そういうことも含めて検討すべき課題じゃないですか。一方では住宅団地ほ
しいと、探している被災民の方々がいるわけですから。今、土場で使っている
から構わないんだということではないと思うんですよ。だから、そういった目
線も含めて、きっちりとこの整理をして委員会までに出していただきた
いと思います。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまのご指摘のとおり、確かに今現在、様々
な要件で使って、場所的にも持っていませんし、先ほども言いましたと
おり、会計年度も来年度からは収入のほうが増額になること
でありますので、そういった面も含めまして、この決算委員会
のときまでに整理をしてお出ししていきたいと思ひますので、
よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） そのほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

本案を平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思ひますが、
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託する
ことに決定いたしました。

◇

◇

◇

（「議事進行」という声あり）

○2 番（高橋道弘君） 2 番です。こっちの提案に入る前に、一般会計の決算書ね、お

昼休みに役場が出した証拠書類を私チェックさせていただいたんですけど、60ページの義援金7,341万3,000円が調定して、890円かな細かく言えばね。7,342万3,890円調定して収入済額ということでこの提案になっているわけですけども、私が書類を見る限りは3万円合わないんですね。3万円余計に計上されているんですよ。で、間違った決算書は委員会に、今の状態だと付託になったままですから。じゃ、委員会で直せるのかと言ったら、これは本会議でしか直せないわけですから、是非当局のほうで精査をしていただいて、間違いはないのであれば私構わないんですけど、私が見る限りは絶対3万円合わないと思います、これ。ですから、時間がもったいないから最後に言ったら、ずうっと休議にまたなっちゃうわけですから、是非ですね、今の間に精査をしていただいて、5時までに直す時間をきっちりあるわけですから、直そうとすれば。その間に直していただいて、再提案をなさるんなら再提案をなさっていただいた方がよろしいかと思うんですが、その辺議長の方でお取り計らいをいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 今、議事進行がかかりました。このことについてお諮りいたします。

賛同者ございますか。あつすみません。議事進行が発せられましたので、これは当局のほうに確認をさせます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの中身の3万円の合わないとのこと質問につきましては、中身をよく精査してからご説明を申し上げたいと思います。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのですね、私が見る限り、総務課さんで調定している最終の金額はね7,338万3,890円。3万円合わないなところ調べたら、保健福祉課さんで3万円調定しているのね。ところが、調定年月日は5月20日なんだよね、今年の。だから、本当は義援金だから、調定表もですよ全部の金額連動しなくちゃいけないのに、全然連動していないですよ。そして、5月31日、納入期限だところ書かれているんですね。だから、全然その義援金として一括管理もしていないし、3万円合わないことは事実なので、3月31日まで調定しなくちゃいけないわけでしょう。それを5月にやっているということは、全然23年度決算には反映されない数字ですから、当然、そこはきっちと精査をして、本当に間違いはないのかどうか調べていただきたいということを私は申し上げている。でないと、決算書議論したって、後で誤ってましたと言ったら、もう1回決算書審議し直しになるわけですから、そこはきっちり今のうちに整理をしていただきたいと、こう申し上げている。

○議長（新関善三君） 当局確認。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問の中身につきましては、よく中身を精査してからご説明を申し上げたいと思います。

○議長（新関善三君） 確認するというふうなことでございますので、進めさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第8，議案第56号「平成23年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第56号、平成23年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

本案を平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 次に、日程第9，議案第57号「平成23年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第57号、平成23年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算について、説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 何ら説明がなかったんだけど、管理用のGPS購入費というのは、これ飯坂財産区だけでこれは購入になっているようなんですが、どういう機能を持つもので、どういう活用をされるのかお聞きしておきます。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

419ページのGPS購入費でございますが、これ機械で場所の特定ができる機械でございます。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 結局場所の特定をするのに、飯坂だけがなぜ必要なんですかということなんです。これ全部の財産区でも必要になるんでしょう。だから、そういう活用の問題として必要だとすれば、何も飯坂だけでこれ四六時中使うものでもないだろうと思うし、共同で購入すれば、もっと効率的な活用ができるのかなんかということも考えられるのではないだろうかと思うので、場所の特定をするものですというだけの説明では、ちょっと理解できないので、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、共同で購入することもこれから考えていきたいと思
います。場所を特定できるということではありますが、これについてはそういう機械で
ございますので、今回、分収造林をしたということで、そのために買ったと思います。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

本案を平成２３年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成２３年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託するこ
とに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第１０，議案第５８号「平成２３年度川俣町大綱木財産区
特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第５８号、平成２３年度川俣町大綱木財産区特別会計
歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

本案を平成２３年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成２３年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託するこ
とに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第１１，議案第５９号「平成２３年度川俣町小綱木財産区
特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第５９号、平成２３年度川俣町小綱木財産区特別会計
歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

本案を平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成23年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 日程第12, 議案第60号「平成23年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋清美君) 議案第60号、平成23年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、説明した。

○議長(新関善三君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) 4点ほどお聞きしたいんですけど、まずは、444ページ、基金繰入金というのがあるんですけど、基金の残高、課長から説明がなかったので、基金の残高をお知らせをいただきたいというのが1点目。

それから、2点目ですが、歳出のほうで火災の国営保険に入っているところと入っていないところと財産区によってまちまちなんですね。今、山木屋は計画的避難区域ということで、小綱木財産区は隣にあるんですけど、これは火災保険に入っていないわけね。今、恐れられているのは、一番は火災ですよ。誰も住んでいないということで。そういった中で、山木屋は入っているんですけど、隣の隣接している小綱木財産区は入っていないわけですよ。その辺はどういうご指導をなさっているのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、3つ目は、この火災保険に入る場合に、当然、山の価値で入るのか面積で入るのかよく分かりませんが、山の価値って火災保険に関係ないのかどうなのかね、この金額で。それが3つ目。

それから、4つ目は、原発災害というのは、今、本議会にも森林組合さんとかからいっぱい請願書が出てきているわけですが、全く価値がなくなったわけじゃないですか。これ全体を通してそうなんですけども、一切原子力災害に対して、財産区としてのアクションがないんですよ。ところが森林組合とかは今、弁護士を通して損害賠償するとかね、あるいは町に対しては固定資産税減免してくれるとかいろいろ動きがあるわけですけども、この原子力災害による損害賠償については、とりわけこの山木屋地区については全地区が避難区域になっているわけなので、その辺はどういう議論をなされているのかお知らせをいただきたい。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) ここで休憩いたします。再開は2時15分再開いたします。

(午後2時02分)

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 再開いたします。 （午後 2 時 1 5 分）

◇ ◇ ◇
○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

基金の残額でございますが、9 6 3 万 9, 4 4 9 円でございます。

あと火災保険の件であります、入っていない財産区と入っている財産区とがございますので、今後、財産区管理会のほうに話をしまして統一をしたいと思っております。

火災料の件でございますが、保険料は森林の所在する都道府県樹種、林齢及び面積に応じております。

あと東京電力のほうにやるのかどうかということでございますが、まだその話はしてございませんので、これから話をして、賠償について申し立てをするか検討していきたいと思えます。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 2 番 高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） 基金は分かったんでいいんですけど、飯坂は保険に入っているんだけど、小綱木も山木屋のすぐわきにあるわけですね。で、財産区も連続しているわけですから、今後というお話しでしたけども、早急にやっぱり対策を取っておくべきではないかなと、こういうふうに思います。

最後の原子力災害の問題ですけども、結局決定権は財産区と言えども、1 つの地方公共団体というのが法律上の仕組みですね。ですから、町長だけの考え方ではできないということはもちろんあるかと思うんですけど、管理会の中でどんな議論がされてきたのかだけ、ひとつお知らせをいただきたい。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご答弁申し上げます。

小綱木の保険料については、早急にやっていきたいと思えます。

あと中身でございますが、これから賠償について話をしていきたいと思っております。今までしていなかったです。

○議長（新関善三君） 1 4 番 遠藤宗弘君。

○1 4 番（遠藤宗弘君） 財産区の問題でちょっと聞いておきたいんですが、この山木屋の財産区はみんな避難しているわけですね。財産の管理も実質的にはできないという状況になっているのではないかと私は予想するんですよ。そうすると、そういう中で財産区管理会が開かれたという報告がなされているんですが、いつ開かれて何人集まって、どのような審議をなされたのか、ちょっと参考までにお聞きしておきたいと思うんですが。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

総会を開催してございます。その賠償等については一切やっておりませんし、い

つやったかちょっと今は分かりませんので、後で報告したいと思います。

○議長（新関善三君） 14番。

○14番（遠藤宗弘君） 総会を開いたということでは、管理会は開かれてないんですか。あのここの報告は、総会のことは別に私は聞いていないんですよ。管理会がいつ開かれて、何人集まって、避難区域にある財産について恐らく論議はなされたんだと思うんですよね。だから、どういうことだったんですかということを知っているんです。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

管理会の総会ということでございます。内容等については、まだ今、調査をして報告したいと思います。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 当時、所管委員会ということで、今もそうらしいんですが、それでね、財産区の面積と各地区ごとの役員名簿等も一度は出してきたことあるんですが、なぜそれが出ていないのかということと、あと地図を確か出すことに当時の総務課長から言われて、かれこれ3年ほど経過するんですが、今はその地図はどの程度の出来具合なのか。財産区の役員の名簿はどのような形で決まっているのかお知らせ願います、参考までに。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

財産区の委員でございますね。財産区の名簿につきましては、昨年の9月に皆さんのほうにお諮りをいたしまして、検討をしております。委員でございますが、7名おります。山木屋については、大内操さん、菅野郁雄さん、菅野政次さん、高橋勲さん、広野隆俊さん、広野太さん、渡辺直一さんの7名でございます。

あと地図についてはまだ出しておりませんが、今後、整理をして出していききたいと思います。以上です。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 前回、前々回もそうなんですが、決算委員会の中で、総務委員会の決算の中で、各財産区の面積と名簿は1回出たことがあるんで、その後出ていないということ。あとその地図についてですけど、大きいからすぐにできないということで、大きいと言っても畳30畳くらいある大きさなのか、10畳くらいある大きさなのかかつて分かりませんで、どのくらいの大きさで、どのくらいの仕上がり状況なのかということをお尋ねしておきます。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 地図については、今持っておりますので、後で特別委員会の前に提出したいと思います。

○議長（新関善三君） そのほか質疑ございませんか。

（不規則発言あり）今、調査して調べるそうです。今、調べておりますので、特

別委員会前に、それらの調査結果についてお知らせをするというようなことで、進めてよろしいかお諮りいたします。質問者によろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） それでは、特別委員会の前にその調査書を配付するというところで、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） そのほか質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

本案を平成２３年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成２３年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第１３，議案第６１号「平成２３年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 議案第６１号、平成２３年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、説明した。

○議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

２番 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） まずは４５０ページかな、４４９ページ、４５０ページ、これタイトルが平成２３年度川俣町水道事業決算報告書（案）と書かれている。案は提案されても困ると思うんですけども、なんで決算書なのに（案）なのかお聞きをしておきたいと思います。

あと４５９ページは、課長直すと言ったからちゃんと分かるように直して、特別委員会までに出してもらえれば良いですが、４６７ページのところのその他のところ５番ね、下から４行目、他会計補助金１，０１１万８８７円については、簡単に言うと人件費と企業債でそこに充当したとそこに書かれているんだけど、一般会計とのルールにおいて、この人件費に充当するように補助金って出しているんですけど、私の記憶では、その企業債で借りた利息等について、水道企業を圧迫しないように一般会計で出すというのはルールとしてあるかなと思うんですけど、人件費に充当するという補助の内容になっているのかどうか、その辺お知らせいただきたいです。以上です。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問に答弁いたします。

まず、３番目の他会計補助金で人件費ではないかという質問なんですけど、それは

簡易水道からの充当でござい、…。簡易水道からの操出金での他会計補助金でござ
います。436万7,000円でござい。ご理解を賜りたいと思います。

それから、すみません。報告書の（案）というのは、ちょっと調べさせていただ
きたいと思います。

○議長（新関善三君） では、調べますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

質問者にお願いしますが、質問は継続しても結構でございますので、ここで
水道事業に関しまして、他の質問を受けさせて、あっ、いなくなってしまった。担
当課長が不在でございますので。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで暫時休議いたします。

（午後2時55分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後3時03分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

449ページの川俣町水道事業決算報告書、これ（案）が要らないのではないか
ということでございますが、大変失礼いたしました。この（案）を削除していただ
きたいと思います。あっ、450ページでございます。そのほか455ページがあ
りますが、これはこのままで（案）ということで、ここにつきましては議決事項と
いうことで、それから前の450ページのほうについては承認事項ということでご
ざいまして、455ページについては、このままこのとおりでございまして、議決
賜りましたらば（案）が取れるということでございます。以上でございます。

○議長（新関善三君） それではお諮りいたします。

今、水道課長から説明がありましたように、450ページの（案）を抹消すると
いうことでご承認をいただきたいと思います。ご異議ございませんね。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） それで455ページはそのまま案で議決事項だと、今、課長言
ったでしょう。前から私一緒に出てくるのでよく分からないんだけど、片方は認定
なわけね、決算はあくまでも。片方は認定でなくて議決案件なんだという話ですよ
ね。そうすると、一緒に出すことが問題ないのかどうか。何でこうなるのかよく分
からないんですが。処分案でしょ、片方は。こういうふうに分けてよろしいです
かということを認定に付しているわけではないんですよ。議決してくださいと言
ったでしょう今。だから、この別に出すべきなのかどうか、その辺の法律上の、
あるいは会計処理上の中身を分からないので、教えていただきたいなと思います。

あと467ページは、水道企業会計って非常に事務取ってない人にとっては、分
かりにくい会計なんですよね。ほかは単式簿記だし、これは企業会計で複式簿記や
っているから、分かっている人が書けばこれで分かるんでしょうけれども、やっぱ

り他会計補助金には、この中身を見ても一般会計からなんぼもらって簡易水道からなんぼもらったという表示はないわけですよ、きっちりとね。だから、そこは書くんだったらきっちりと簡易水道からなんぼもらってこれに充当した、一般会計からはこうもらって、これは利息のほうに充てましたというふうに、あと上はあれでしょうこれ、消火栓か何かでもらっている何かですよ、80万2,000円のほうはね。これはあれでしょう、一般会計なんでしょう、多分。だから、その辺はやっぱり明確に分かるように是非今後、記載をお願いできればと思うんです。で、処分の話と認定の話と一緒にやる根拠について、ひとつお知らせをいただきたい。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問にお答えする前に、ちょっと調べさせていただきたいと思いまして、よろしく願いいたします。

○議長（新関善三君） 調べて回答するというところでございます。

○2番（高橋道弘君） 質問ではなくて、よろしいですか。提案要旨にはこう書かれているんですよね、地方公営企業法32条第2項の規定によって処分諸計算書案を出します。一方、決算のほうは、同法第30条第4項の規定により、認定に付しますと、こう書いているわけですよ。ですから、この違いは、法律が違うわけですよ、元々この根拠法文が。ですから、そこはどういうふうになっているのかをお知らせをいただきたいと私は言っているだけで、調べてこなければならぬのか私にはよく分からないんだけど、まあ逆の言い方をすると、この法文見せてくださいよ、どういうふうになっているのか、我々に。課長が分からないくらいだから、我々も分からなくとも恥ずかしくはない。

○議長（新関善三君） じゃ、いいですか。当局にお願いします。これらの企業会計の根拠なるものをお示しすると、いいですね。調べて報告をさせます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

地方公営企業法の第32条と第30条の条項にございます。第30条の決算につきましては、第30条の4項で、地方公共団体の長は、第2項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後、3か月を経過した後において、最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならないとなっております。これが第30条でございます。

それから、剰余金の処分ということで、32条につきましては、第2項で毎年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行わなければならないというふうになっております。ということで、提案させていただきました。以上でございます。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ですから、先ほどの課長の答弁が私は正しいんだと思うんですよ。処分のほうは議決に付す、片方は認定だと、こう言っているわけでしょう。議

決すべきものと認定すべきものを一緒に出して良いという根拠は、どこにあるんですかということを私はお聞きをしてるんです。やっぱりこれは分けるべきなんではないかと。決算は決算、その決算の結果出た剰余金の処分については、もう1つ別な議案として、こういう処分をしてよろしいでしょうかと出すのが正しいやり方ではないかということの確認をしているわけであります。そこはどうなんでしょうか。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問に答弁いたします。

処分のところと分けてやるべきではないかというような質問でございますが、今回、提案させていただきましたのは、地方公営企業法の一部改正に伴いまして、今の利益の処分については減債積立金、それから義務、そして、積立金の義務が廃止されたというようなことから、利益の処分を議会の議決に行うということで、合わせてやるということで差し支えないということで、決算認定と合わせて剰余金の処分の議決を受けるということで提案させていただいたものでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ですから、今、課長が言ったとおりだとすると、例えばこの決算の議案そのものが否決された場合に、片方は認定だから否決されても効力ありますよね、決算そのものは。じゃ、議決すべきだと言っている処分案については、否決されたらば効力あるのかないのか、差し支えないと国は言っているというんだけど、じゃ否決された場合に、処分案そのものは否決されるのかどうか確認しておきます。

○議長（新関善三君） 処分案の確認ついて当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

処分案が否決されたらどうなんだというようなご質問でございます。処分案が否決された場合は、その処分の見直しをしなければいけないということになるかと思えます。その否決された場合は、そういう見直しをしてやっていくというような形になるかと思えます。

○議長（新関善三君） 14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 水道の決算が出されているわけですが、この事業の状況について、先ほど水道課長も言っているんだけど、この一般的な何の事故もなかったような報告をしているのね。しかし、口では未曾有の東日本大震災の被害を受けたんだと、こう言っているんだけど、中身はもうこの水道事業の報告の中にもさっぱりふれていなくて、さっき2番議員から出されて、それらも含めて決算委員会まで提出しますと、こう課長は答弁したわけですよ。だから、答弁するのであれば、ただ、文句ばかり言われているじゃなくて、水道事業で見ればだよ、川俣町の水道というのは、あの地震があった中でもびくともしないで給水が続けて、住民に水を供給し続けたわけだべした。黙って福島市あたりに持って行って飲んでいたようだけれども、福島市あたりがね。だけれども、そういう体制にあったと。これ自己水源

をやはり確保していたことが、そういう住民の安全を守ったんだということをきちんとやっぱり自信を持って入れる必要があると思うんですよ、どうせ書き直すのであれば。なんかそういうところが見えないんですよね。

だから、それともう1つ全く単純なことでお尋ねをしたいんですが、例えばこの23年度の水道報告見れば、給水やなんかは増えているのね。これは言ってみれば、飯舘の村会議員もいるからあえて言うんだけれども、傍聴に来ているようなので言うんですが、川俣町に何の報告もなしにさ、飯坂に学校を造って、水だけはよこせという、こういうことにも答えているのね。だから、給水量は増えてはきているわけだけれども、しかし、給水は増えたけれども、利益は減るという、こういう現象が起こってきているわけでしょう。これは何なの、端的に言えば。これからもっと給水が増えれば利益は減るという考え方に立つのかどうなのか。この最大の原因は、端的に言えば何なの。投資のしすぎなのかどうなのか、その辺一言で答えてもらいたいと思います。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

給水量は増えたけれども、利益がなぜ減ったかという質問でございます。23年度、石綿セメント管等の工事等やりまして、減価償却費等が増えまして、減価償却費とあと減耗費が増えて、それで差引の利益としては減ったということでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。14番 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） そういうことだと、水は売れば収益が減るという現象にはつながらないということで確認して良いわけですね。それが起こるとき、例えば川俣にもっと家造りたいなどとほかの人なんかも来てもね、あの水道料高くなるから遠慮してくださいと言うほかなくなっちゃうわけでしょう。そういう問題だと思うんですよ。

あとさっきも言ったね、川俣の水は本当に供給可能なんだと。地震の中でも供給したんですよという、ここをもっと自信を持つべきなんですよ。福島市なんか何日も水が止まって、あれほどの騒ぎしたわけでしょう。そういうものを決算報告の中にきちっと入れておかないと、水道課でみんな職員が本気になって苦労してやったことの成果が残らないでしょう。その辺をちゃんと評価して入れるべきだというふうに思うんだけれども、どうなのそれは。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

災害時でも給水停止をしないでしっかりした対応をしたというお言葉を有り難く思っております。そういう文言をしっかり入れたいと考えております。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

本案を平成２３年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成２３年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） お諮りいたします。

日程第１４，議案第６２号から日程第１９，議案第６７号までは、平成２４年度各会計の補正予算です。以上６件を一括議題として、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、以上６件は、一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第１４，議案第６２号「平成２４年度川俣町一般会計補正予算（第４号）」について、当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第６２号、平成２４年度川俣町一般会計補正予算（第４号）について、説明した。

○議長（新関善三君） 次に、日程第１５，議案第６３号「平成２４年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）」、日程第１６，議案第６４号「平成２４年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第１号）」、日程第１７，議案第６５号「平成２４年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」、以上３件について、当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 議案第６３号、平成２４年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第６４号、平成２４年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第１号）、議案第６５号、平成２４年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、説明した。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は４時２５分再開いたします。

（午後４時０７分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。（午後４時２５分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第１８，議案第６６号「平成２４年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）」、日程第１９，議案第６７号「平成２４年度川俣町水道事業会計補正予算（第１号）」以上２件について、当局の説明を求めます。

建設水道課長。

- 建設水道課長（佐藤賢助君） 議案第66号、平成24年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第67号、平成24年度川俣水道事業会計補正予算（第1号）について説明した。

◇

◇

◇

- 議長（新関善三君） ここで企画財政課長から発言を求められておりますので、これを許します。企画財政課長。

- 企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどのご質問ございました決算書60ページの義援金の関係でございますが、合計の調停額と決算額の間に3万円の差があるということでございましたが、それをよく調べてまいりました。まず、起票月日が平成23年5月20日でございましたが、同じく科目につきましては、寄附金、義援金のところに3万円ということで調定をしておりましたが、その中身につきまして義援金ということでございまして、保健福祉課のほうで処理をしたために、伝票そのものが総務課で切るものと保健福祉課で切ったものというふうに分かれてしましまして、総務課のほうの調定額そのものでいきますと、決算額が7,341万3,890円に対して、総務課の分の調定額7,338万3,890円で、保健福祉課で調定した分が3万円、それを合わせれば合計額に合うわけでございますが、このように2つに分かれてしまったことによるものでございますが、調定額の合計そのものには間違いございません。ただ、今後は、これは大変分かりづらい処理でございますので、一元化の処理ということでは考えていく必要があるのではないかと思います。以上で答弁いたします。

◇

◇

◇

◎延会の宣告

- 議長（新関善三君） ここでお諮りいたします。

議事の都合上、本日は、これにて延会とし、本日予定しておりました一般質問は、明日に延期したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本日は議事の都合により、これにて延会といたします。ご苦労さまでした。
（午後4時36分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 高 橋 真 一 郎

同 署名議員 鳴 原 利 光